

中世和化漢文における貸借表現

—「かす」と「かる」—

三 宅 ちぐさ

一 はじめに

日本語において、貸借の行為を表現するにあたっては、上代から「かす」「かる」等の動詞が使用されている。「かす」と「かる」は、対象物の移動を貸し手の立場から捉えるか、借り手の立場から捉えるかという視点の違いによる反義語である。ところが、日本語に見られるこの反義語としての対立は、そのない中国語が基盤である和化漢文においては明確ではなさそうだ。「かす」「かる」という対義語を持つ日本語を母語とする者でありながら、中国語を使用しているという認識だったのか。漢字で表記するに当たっての用字の問題という認識だったのか。文意が二義的になりうることに対処していたのだろうか等の疑問が生じる。

そこで、まず、いわゆる中世後半、室町中・後期における記録資料（公家日記）三種を対象とし、貸借表現「かす」「かる」について、表記・用法・構文等の観点から調査する。

調査に使用した主な資料、およびその略称等は、次のとおりである。
古辞書類五種

▼三巻本『色葉字類抄』 前田本。天養から治承年間（一一四四から一一八一年）に、橘忠兼により増補成立。略称は三色。

中世和化漢文における貸借表現

尊経閣蔵三巻本『色葉字類抄』 太田晶二郎解説 前田育徳會（勉誠社） 一九八四年

▼『類聚名義抄』 観智院本。一二から一三世紀頃、法相宗系の僧侶により成立か。略称は名義。

『類聚名義抄』 観智院本 佛法僧 天理図書館善本叢書と書之部第三二巻から第三四巻 天理図書館善本叢書と書之部編集委員会（八木書店） 一九七八年

『類聚名義抄』 假名索引 漢字索引 第貳巻 正宗敦夫校訂 風間書房 一九七五年

▼『和玉篇』 内閣文庫慶長一五五版本。室町時代成立。識語を欠く。略称は和玉。

『倭玉篇』 慶長十五年版研究並びに索引 影印篇 索引篇 古辞書大系 中田祝夫・北恭昭共編 勉誠社 一九八一年

▼『節用集』 文明本。文明六（一一四七）年頃に、禅僧により編纂されたか。略称は文明。

『改訂新版 文明本節用集研究並びに索引』 中田祝夫編 勉誠社 一九七九年

▼『字鏡集』 天文本。室町時代中期、あるいは、それ以前の書写か。略称は字鏡。

『字鏡鈔』 天文本 影印篇 中田祝夫・林義雄編 勉誠社 一九

八二年

記録資料（公家日記）三種

▼『親長卿記』 葉室本、但し、文明一四年は庭田本。略称は親長。

調査範囲は、文明二年から一四年までの一三年間。甘露寺親長、四七歳から五九歳。

『親長卿記 第一 第二第三』史料纂集 飯倉晴武校訂 統群書類従完成会（八木書店）二〇〇〇年 二〇〇二年 二〇〇六年

▼『実隆公記』 三条西家本、但し、文明一三年は前田家本。略称は実隆。

調査範囲は、文明六年から長享二年までの一四年間。三条西実隆、二二歳から三六歳。

『実隆公記 卷一之上・下』 高橋隆三編 統群書類従完成会 二〇〇〇年第四刷

▼『言繼卿記』 山科家本。略称は言繼。

調査範囲は、大永七年から天文八年までの一二年間。山科言繼、二一歳から二三歳。

『新訂増補 言繼卿記 第一』 高橋隆三・斎木一馬・小坂浅吉校訂 統群書類従完成会 一九九八年第二刷

なお、用例は相当量になるため、ごく一部を挙げるに留める。

引用にあたっては、割書部分や傍記部分が貸借表現に関わりない内容である場合、それを省略する。割注を記載する場合には当該部分に【】を、傍記部分を記載する場合にはへを付す。

読点の位置に関しては、疑問がある場合も底本通りに記す。

字体に関しては、原則的に底本通りとするが、便宜に従うこともあり、必ずしも厳密ではない。

貸借表現相当部分には傍線を、主体・対象等の貸借に関わる情報を示す部分には波線を付す。

二 古辞書類における「かす」「かる」の漢字表記

まず、古辞書類五種により、「かす」「かる」の訓を持つ漢字を抽出する。

▼三卷本『色葉字類抄』

借 カル カス カリ 假 佩 藉 槩 擢 暇 僭 貸 已 上 同

このように、三色では、加篇辞字門に九種の漢字が、「カル」・「カス」・「カリ」という訓と共に掲載されている。三色各篇の人事・辞字部では、各項目の掲出漢字に日常常用の漢字と認むべきものが掲出最上位に集中すると言われているが、第一番に記されているのは「借」である。

これら九漢字は、「かす」「かる」「両訓を持つ異字同訓の漢字であり、同時に各漢字は反義の訓をも持つ同字異訓の漢字である。

参考までに、昌泰年間（八九八から九〇一年）、僧昌住により編纂されたという『新撰字鏡』（天治本 享和本 新撰字鏡國語索引）京都大学文学部国語学国文学研究室 臨川書店 一九八一年再版第二刷）をみると、当該和訓が記された項目は「佩（吐載反 借也 施也 加留 又豆久乃布）」のみである。和訓として「加留（かる）」、義注として「借也」が記されている。

▼『類聚名義抄』
三色には掲載されていない漢字が三種（◆印を付したもの）ある。最後に挙げたように熟語表記もあるが、これは参考に留める。

借	カル	（訓 五種中の二）	佛上十三ウ
假	カリ	（訓 一五種中の二）	佛上二十オ
貸	カル	カス	佩 俗

〔訓二種、更に俗字四文字を掲載しているが類似形なので省略する〕

貸	カル	カ爪	(訓 五種中の二)	佛下本十二オ
藉	カル		(訓 四種中の二)	僧上十六ウ
借	カリ		(訓 八種中の二)	佛上十三ウ
借	カル		(訓 一〇種中の二)	佛上九ウ
借	カル		(訓 二種中の二)	佛上十三ウ
假藉	カル	仮借同 (カル)		佛上十八オ
				佛上二十オ

このように、名義では、九種の単漢字が掲載されており、うち四種

「借」・「假」・「賃」・「貸」に、「カル」「カス」という訓が、五種「藉」・「借」・「賃」・「假」・「賃」に「カル」系の訓が記載されている。

▼『和玉篇』

三色・名義に掲載されていない漢字が四種(◆印を付したもの)ある。

借	カリ	トル	カル	(訓 三種中の二)	43	7
假	カル			(訓 七種中の二)	35	4
藉	カル			(訓 四種中の二)	220	5
◆權	カリ			(訓 三種中の二)	201	3
貸	カル			(訓 四種中の二)	424	7
賃	カル			(訓 五種中の二)	40	3
◆僦	カル			(訓 二)	37	4
◆賃	カル			(訓 五種中の二)	424	6
◆藉	カル			(訓 二)	246	2

このように、和玉では、単漢字九種に「かる」系の訓が記載されている。「かす」の訓を持つ漢字は無い。

中世和化漢文における貸借表現

▼『節用集』

調査対象とした他四種の古辞書にもある漢字が四種掲載されている。

借	カシテ	四八六	七五八	一〇〇四	三一二四
カス			三四九二	八〇一七	九五二八
カル			七五八	一〇〇四	二一九八
カシテ	一〇九三七	三二二四	三五九五	四三九七	
カル	二九七六	五五二八	六一二七	九四〇二	九五一八
〇借	カル	〇假	カル	〇僦同	三一二四
〇借	カル	〇假	カル	〇僦同	三一二四

このように、文明に独自の漢字はなく、二種の単漢字「借」・「假」に「カス」「カル」系統の訓が記載され、「藉」と「僦」には、それぞれ「カス」系の訓、「カル」系の訓のみが記されている。しかし、「僦」の場合、当該箇所の付訓は「カル」のみだが、他の編門において「カス」・「カル」の両訓を持つ漢字である「借」・「假」に続けて掲載され「同」という注記がある。

▼『字鏡集』

調査対象とした他四種の古辞書に掲載されていない単漢字、二種(◆印を付した項)がある。

借	カリ	カス	カル	(訓 九種中の二)	五八四三
假	カル	カス		(訓 二種中の二)	五八四四
賃	賃俗	賃同	カル	カス	(訓 四種中の二) 五八一三

中世和化漢文における貸借表現

權	カリ	(訓二七種中の二)	七三五3
假	同	(訓五種中〇)	七一四4
僭	カリ	(訓一一種中の二)	五八六4
貸	貳俗 貸俗	(訓六種中の二)	五三二4
但	カル	(訓一三種中の二)	五九六5
倩	カル	(訓一三種中の二)	五八五1
儼	カル	(訓五種中の二)	五七三2
赅	カル	(訓一〇二六6)	
◆價	賈同 カス	(訓五種中の二)	五八四3

このように、字鏡では、四種の単漢字「借」・「假」・「貳」・「貸」同に、「カル」「カス」という訓が記載されている。

「カル」系の訓のみが記載されている単漢字は、「權」・「僭」・「但」・「倩」・「儼」・「赅」の六種である。

「カス」の訓のみが記載されている単漢字は、◆價 賈同の二種である。

付訓の無い項目「暇 假同」があるが、「假同」という注記によれば「假」同様「カス」・「カル」の訓を持つと考えられる。

以上、五種の古辞書により、「かす」・「かる」両語の表記に用いられる可能性のある単漢字として次の一〇種を確認した。

「借」・「假」・「貳」・「藉」・「稟」・「權」・「暇」・「僭」・「賃」・「貸」・「儼」・「かす」系の訓を持つ「倩」・「儼」・「權」・「但」・「賁」・「赅」六種、「かす」の訓を持つ、「價」・「賈」二種を加えると一八種である。ただし、「權」については、手偏と木偏の草書体が類似していることから「權」と混同している可能性もある。貸借関係ではなく、「仮(かり)」にの意を示している可能性もある。

さきにも触れたが、このように古辞書に掲載された単漢字群におい

て、漢字と訓との対応は対一ではなく、反義の訓をも含み持つ同字異訓の状態にある。そして、一群の漢字は互いに異字同訓の関係にある。

三 古記録における使用状況

貸借表現「かす」・「かる」の意で用いられる可能性のある一八種の単漢字を古辞書類五種から抽出した。それを対象として、古記録(公家日記)三種における使用状況を確認する。

(一) 使用頻度数

単漢字一八種の、親長・実隆・言繼三資料の調査範囲における使用頻度は、表にも示したが次のとおりである。

使用例無し 一二種

貳・稟・權・暇・僭・賃・貸・儼・但・賁・赅・賈

一桁

文字	資料名	使用例数	用例
藉	親長	三例	藉亂(一例)・狼藉(二例)
倩	実隆	一例	倩案道理喪事……
價	実隆	一例	紅藥花無價(漢詩の一部)

使用例数が一桁の単漢字三種は、用例により明らかなように、「藉」は、熟語名詞の構成要素、「倩」は副詞、「價」は名詞であり、いずれも貸借表現ではない。

使用頻度の高い、残り三漢字のうち「權」・「假」の場合も、次の用例により明らかなように全て貸借表現ではない。

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
僞	貸	僭	暇	擢	稟	藉	貳	假	借	文字
○	○	○	○	○	○	三	○	五三	六四	親長
○	○	○	○	○	○	○	○	三六	一〇六	実隆
○	○	○	○	○	○	○	○	二	一三六	言繼

表 文字別使用頻度数

貸借表現に用いられた可能性のある単漢字十八種の使用頻度数と意味・用法の調査により、古記録（公家日記）三種の貸借表現に用いられたのは、「借」のみであることが明らかになった。

借	假	權	文字	資料名	使用例数	用例
言繼	親長	実隆	權	親長	一六五例	執權・權（權官の意）等
実隆	親長	言繼	權	実隆	二八四例	權跡・權現・權（權官の意）等
言繼	親長	実隆	權	言繼	二五四例	權筆・權（權官の意）等
言繼	親長	実隆	權	言繼	五三例	假殿・假作・假安置之後……等
言繼	親長	実隆	權	言繼	三六例	假名・假構・假號撰藻抄 等
言繼	親長	実隆	權	言繼	二例	假名（二例）
言繼	親長	実隆	權	言繼	六四例	
言繼	親長	実隆	權	言繼	一〇六例	
言繼	親長	実隆	權	言繼	二二六例	

18	17	16	15	14	13	12	11
賈	價	藉	貫	但	權	僣	倩
○	○	○	○	○	一六五	○	○
○	一	○	○	○	二八四	○	一
○	○	○	○	○	二五四	○	○

(一)「借」の用法

古記録（公家日記）三種において貸借表現に用いられた単漢字は、古辞書五種から抽出した一八種のうちでは「借」のみであった。同一文字を、視点の違いは問題にせず中国語として用いているのか、「かす」・「かす」のどちらかの意味（視点）で用いているのか等、判断が困難な場合も多いが、下記の観点等に留意しつつ「借」の用法を確認する。

なお、言繼には、次のように「借」に送り仮名が付されたり仮名書きされたりした箇所がある。

- 「かる」 一〇例 うち 三例を示す。
- 用例一 大永七年三月二〇日条 姉小路にて借り候大集經、慥持て罷歸候了、
- 用例二 大永七年六月二九日条 拾芥抄中卷借りて歸候了、
- 用例三 天文元年六月三日条 佛陀寺之良胤に、往生禮讃之本借候了、同本又嚴阿彌にかり候了、
- 「かす」 二例 送り仮名と振仮名 各一例

中世和化漢文における貸借表現

用例四 大永七年五月二二日条

阿古御料人に目付字二部借し候、

用例五 天文二年十一月三日

種善軒被上候、廣韻被借候、祝着々々、

言繼は、漢文的文章らしく「借」字のみを用いながらも、母語である「かる」「かす」二語として意識していたと推測できる。このように、視点の違いを意識していると、意味の違いに対応した用法も生じるのだろうか、これについても検討する。

ちなみに、「借」という漢字には、古来、次の三種の意味が認められている。

- [1] かる、かりる。
- [2] かす、たすける。
- [3] たとひ、かりに。

観点

1 誰から誰へか。

- ・両者は、公的関係にあるのか私的関係にあるのか。
- ・両者の立場や貸し借り発生状況はどうであったか。

2 対象は何か。

見えるもの、具体的な物(者)

- ・人・動物
- ・物品
- ・場所など
- 見えないもの、抽象的な物

- ・官、知恵、力など

3 期間は設定したか、どのくらいの期間か。

4 借用書類を交わしたか。

5 有料か無料か。

6 利息は設定したか、どの程度か。礼はしたか。

7 返却するのは同一物か等価の物か。返却しない場合もあるか。

『親長卿記』

親長の調査範囲内で使用された「借」の総数は、本文に疑問があるという二例を除くと六四例である。そのうちに、「3」「かりに」の意味で用いられた熟語名詞「借屋」の用例六がある。

用例六 文明十一年九月二七日条

依召参内、仰云、東洞院殿御借屋、【清備前守陣屋、】母所勞危急之間、可有御移他所之由申之、更當時可然之在所無之、……

この用例を除く、六三例を、「1」「かる」の意か、「2」「かす」の意かで分類すると、「1」「かる」四七例、「2」「かす」一六例であった。

名詞中に用いられた「借」は、九例(借状一四例、借物三例、「借主」・「旧借」各一例)で、ともに「1」「かる」の意であった。一例のみ挙げる。

用例七 文明八年八月六日条

當番相博實隆朝臣、舊借也、

実は、これは判断に迷う例の一つだ。「当番は実隆と交代した」というだけでは、親長が当番を務めた可能性を否定しきれないからである。「舊借」を『日本国語大辞典(二版)』の語釈に従い「昔の借り」すなわち「1」「かる」の意だとしたが、いったい誰の「舊借」なの

か。実隆の同日条を見ると、「爲都護卿番代参内、」とあり、実隆が親長の番代として参内したという事実が確認できる。すなわち実隆の「かりだった」という訳だ。ということならば、区切りの位置を「當番相博、實隆朝臣舊借也」とすべきであろう。

万一、「舊借」を「昔のかし」という意で用いた例が他にあるならば、記録者は親長であるから、「かしであった」と貸し手視点を記したと考えることもできるだろう。

動詞として用いられた五四例のうち、単字として使用された「借」は次の四例、いずれも「1」「かる」の意で用いられている。

用例八 文明三年四月五日条

……今日書第五卷、第一第二卷僧衆、右筆依不叶、
借他筆未出來云々、……

用例九 文明一二年五月八日条

晴、參詣藥師堂、及晚借小菴庭有鞠、入夜乘月參詣
藥師堂、

八日条の記述は短く、これだけである。この文のよ
うに動作の主体が記されていない例は多いけれど、
日記であるから原則的には記録者だと考えてよから
う。

用例一〇 文明一三年一月一日条

未剋許權帥参内、【借予参装束】、常住寺御舍利、
寺家僧持参相順参云々、

用例一一 文明一四年三月五日条

……今夜兵部卿【宗綱】借予亭申拜賀、……

残る動詞五〇例は、熟語（熟語とまではいえないものも含める）と
して用いられている。「1」「かる」の意で用いられているものが三四

中世和化漢文における貸借表現

例、「2」「かす」の意で用いられているものが一六例である。「1」
「かる」の意の用例数が「2」「かす」の意の約二倍を占めている。

「かる」の意で用いられている三四例の場合、「借」と組み合わさ
れた漢字九種の内には、意味中に主体側への動きを含む「請」「召」・
「取」がある。

借用 一七例、借請 七例、借召 三例、借出 二例、
借取・借申・借送・借着・他借 各一例

「出」も、用例一二・一三のように、「借」という行為をする主体
側に対象物が移動する意を添えている。

用例一二 文明六年正月二四日条

及晚歌方之輩忠英・久時上洛之由申之來、仰珍重之
由、次装束等無用意、忿悉可借渡之由申之、……、
借用方々借出之、……

用例一三 文明一〇年九月一日条

参向之儀用手輿、【可爲四方輿、雖令借用不借出】、
……、……

「かす」の意で用いられている一六例の場合は、組み合わされた漢
字六種の全てが意味中に客体側への動きを含んでいる。

借渡 七例、借進 三例、借下・借與 各二例、
借遣・借給 各一例

用例一四 文明九年三月一三日条

……仰之由申入、其次先日借進之抄物二册被返遣
了、猶有所持者可被進之由有仰、……

用例一五 文明五年一〇月一九日

……西園寺前内府自南都上洛、可參御禮【禁裏已

中世和化漢文における貸借表現

下、装束冠等可借給云々、領状、於殿上予部屋被着用、……

用例一六 文明三年三月二五日条

……及晚自廣亞相有使、御法事用脚事、自粟眞庄五千足可運上云々、……、但未到來云々、心得之由返答了、赤大口 借用之間、借請 右大辨借遣了、

動詞五四例のうちの五〇例が熟語として用いられており、熟語化が、「借」の意味を限定する一助となっているようだ。

『実隆公記』

実隆の調査範囲内における「借」の使用総数は一〇六例である。そのうち、「借」字の前・後に判読できていない文字がある四例は除く。又、「六借敷」と形容詞の表記に宛てた例も除き、一〇一例について、「1」「かす」の意か、「2」「かす」の意かで分類すると、「1」「かす」七六例、「2」「かす」二五例であった。

名詞中に用いられた「借」は、七例（借物）五例、借錢・恩借（各一例）で、すべて「1」「かす」の意であった。一例のみ挙げる。

用例一七 長享二年五月二日条

猶々彼恩借無申限候、

動詞として用いられた九四例のうち、単独使用の「借」は一四例であり、用例一八の一例以外はすべて「1」「かす」の意であった。

用例一八 長享二年三月五日条

指貫借遣菊第、又袍、指貫等借四辻前中納言了、

用例一九 文明二年二月二三日条

抑就南都御神樂之□、俊量中將直垂、赤大口等借之、今日遣了、……

用例二〇 文明一年後九月二二日条

行幸次第借内藏頭本寫之、

用例二一 文明一五年九月二日条（実隆筆の奥書の一部）

爰山城判官藤原朝臣依慕親族舊歌申出之、則借下愚之惡筆書寫之、

用例二二 文明一七年四月四日条

自下京絹一疋召寄、同一緋借之遣周防坊、……

熟語（熟語とまではいえないものも含める）として用いられている動詞は、八〇例、「1」「かす」の意で用いられているものが五六例、「2」「かす」の意で用いられているものが二四例である。親長の場合と同様、「1」「かす」の意の用例数が「2」「かす」の意の二倍余りを占めている。

「かす」の意で用いられている動詞五六例の場合、「借」と組み合わせられた漢字七種の内には、意味中に主体側への動きを含む「請」・「召」・「預」がある。

借請 三六例、借用 一四例、借召 二例、

借著（着）・借得・借預・伝借 各一例

「かす」の意で用いられている二四例の場合は、組み合わせられた漢字四種全てが意味中に客体側への動きを含む。

借遣 一一例、借與 九例、借渡 三例、借進 一例

親長の場合と比較すると、「借」と組み合わせられる字種が「1」「かす」の意の場合九から七種に、「2」「かす」の意の場合六から四種に減少している。同時に、多用語にも「借請」・「借遣」、特に「借請」が主となるという変化が見られる。

親長 「1」の意 借用 一七例、借請 七例、借召 三例、

借出 二例、

借取・借申・借送・借着・他借 各一例

「2」の意 借渡 七例、借進 三例、

借下・借與 各一例、借遣・借給 各一例

実隆 「1」の意 借請 三六例、借用 一四例、借召 二例、

借著(着)・借得・借預・伝借 各一例

「2」の意 借遣 一一例、借與 九例、借渡 三例、

借進 一例

親長との違いは、文あるいは文脈の構成面にも見られる。実隆では用例一九、二二のように、対象物が動詞「借」の主体の方へと移動したことを表す「遣之了」・「遣」、又「遣之」・「遣了」・「進上」・「返遣之了」等の表現が貸借表現に続くことがある。少数だが、用例二〇「寫之」のように、対象物に加えた行為の表現が続くこともある。こういう構成で表現すれば、主体や対象者がそれとして明示されていない「武家月次懷紙借滋野井筆、加清書進上了、」(文明一五年一〇月三日条)のような場合でも、「借」が「2」「かす」ではなく、「1」「かる」であることが明確になる。

このような表現は、「1」「かる」の意に分類した動詞六九例中の三一例、半数近くに用いられている。

『言繼卿記』

言繼の調査範囲内における「借」の総数は、本文に疑問があるという一例、判読不能な箇所を含む一例を除くと二三五例である。そのうちに、「3」「かりに」の意味で用いられた用例二三がある。

用例二三 天文元年五月二日条

中世和化漢文における貸借表現

伯卿借屋へ各同道候て罷向、……

この用例二三、及び「六借」と形容詞の表記に宛てられた例一例、かな書きの用例三を除き、二三二例について、「1」「かる」の意か、「2」「かす」の意かで分類すると、「1」「かる」二二二例、「2」「かす」二〇例であった。

名詞中に用いられた「借」は、七例(「借物」四例、「借状」二例、「借目錄」一例)で、ともに「1」「かる」の意であった。

動詞として用いられた二三五例のうち、単字使用の「借」は一〇三例、「1」「かる」の意で用いられている場合が九九例と圧倒的に多いが、「2」「かす」の意で用いられている場合も四例あった。うち一例には、先に用例五として記したように「カサレ」という振仮名がある。

用例二四 大永七年三月八日条

三條西師卿より、五部大乘卿他本被借候、祝着之由申候、

用例二五 天文元年二月九日条

正親町にてたかうな刀、ゆすりつき申候、可借之由候了、

熟語(熟語とまではいえないものも含める)として用いられている動詞は、一二二例、「1」「かる」の意で用いられているものが一〇六例、「2」「かす」の意で用いられているものが一六例である。親長・実隆の場合より「1」「かる」の意の用例数率が多く、「2」「かす」の八倍近くに及んでいる。

「かる」の意で用いられている動詞一〇六例の場合、「借」と組み合わせられた漢字は六種であった。

借用 一〇〇例、借遣二例、借申・借着・恩借・伝借 各一例

中世和化漢文における貸借表現

そのうちの「遣」用例二六・二七は、客体側への動きの意を含むが、二例ともに言継は貸借の仲介者であり、対象物はまず言継へ、次に言継から客体側へと移ったことになる。「借て遣」と助詞を記した用例二八があるので、この二例も単字使用の「借」とすべきかも知れない。

用例二六 天文三年三月一九日条

薄隨身褐袴、飛鳥井へ予申て借遣候、又壺箆鏡、弓、冠綬、太刀等予遣了、

用例二七 天文四年二月二日条

藤宰相此方にて用意、指貫四條にて借遣了、

用例二八 天文五年二月二〇日条

越前青木又三郎母上洛之間、坂本迄迎に藤宰相馬借て遣候了、

「かす」の意で用いられている一六例の場合は、組み合わせられた漢字四種全てが意味中に客体側への動きを含む。

借遣 九例、借進 四例、借渡 二例、借下 一例

言継の場合も、実隆同様、「借」と組み合わせられる字種は少ない。そして、「借用」の使用頻度が群を抜いて高くなっている。

親長 [1] の意 借用 一七例、借請 七例、借召 三例、借出 二例、

[2] の意 借取・借申・借送・借着・他借 各一例、借渡 七例、借進 三例、

実隆 [1] の意 借下・借與 各二例、借遣・借給 各一例、借請 三六例、借用 一四例、借召 二例、

借著(着)・借得・借預・伝借 各一例

言継

[2] の意 借遣 一一例、借與 九例、借渡 三例、借進 一例

[1] の意 借用一〇〇例、借遣 二例、借申・借着・恩借・伝借 各一例

[2] の意 借遣 九例、借進 四例、借渡 二例、借下 一例

文あるいは文脈の構成面から見ると、対象物が動詞「借」の主体の方へと移動したことを表す表現が、二三五例中の九〇例余りに用いられている。その表現は、「遣了」四〇例、「遣候了」三三例、「遣候」一三例と「遣」系で八五例を占めている。

「遣」系以外の、「進候」・「被返候了」・「寫候」等も合わせると、このような表現は、「1」「かる」の意に分類した動詞二〇五例中に二八例あり、半数を越える。

言継においては、「借」が「1」「かる」の意であることを明示する表現が定型化していると言えそう。

(三)「借」の対象、その他

何を貸し借りするのか、動詞「借」の対象として確認できたものを次に大まかに分類し、いくつかの例を添えて挙げる。対象は、生物か無生物か、見えるか見えないかといった制限を受けることなく多岐にわたっている。前掲の用例で確認できるものについては、() 内に用例番号を記しておく。

人 官 官

人力 禁裏小番(七)・書写者(八・二二)・諸大夫・

青侍男・雑色・持丁 など

動物 馬(二八)

物 装束類

直垂(一九)・袍(一八)・
指貫(一八・二七)・褐袴(二六)・

道具類

赤大口(二六・一九)・冠(二五)・笏・扇など
大鼓・和琴・輿(二三)・蒔絵細太刀・
たかうな刀(二五)・打乱箱・香盤・
ゆすりつき(二五) など

書籍類

五部大乘經(二四)・抄物(二四)・補歴・文書・春
日祭次第・行幸次第(二〇)・国図 など

金

年貢・用脚・借物・祠堂銭・
一緡(二二)・百足・六十足 など

場所

永続的

小屋(居住)

一時的

借屋(六・二三)・亭(二一)・隣・庭(九)

借用期間等については、詳細を把握しにくい。場合によっては「借状」を作成したことが確認できるけれど、その内容までは記録されておらず、日々の記録としても借出日・返却日の両方を書き残していないことが多いからだ。即日返却する場合から、貸借関係を忘れるほど長期にわたる場合までもあったようではある。

言継の記載は事細かで、質入れ時の利息に関する記録もあるが、動詞に「借」を用いてはいない。

用例二九 天文四年正月二九日条

予太刀鍔二色、去年十月へ八十足、質物に置候、十二月迄之利分百廿遣了、三月限也、雑色又三郎取次也、

三 おわりに

中世和化漢文資料、『親長卿記』・『実隆公記』・『言継卿記』三

中世和化漢文における貸借表現

種という、ごく限られた範囲での貸借表現に関する調査結果報告となった。

時代・資料共に広範囲に調査を重ねた上で、他言語、特に中国語・韓国語との比較や、反義語・授受表現・待遇表現との関わりも踏まえ立論しようと考えていたのだが、とても及ばなかったという次第である。終刊号だというのにと悔やまれる。

ではあるが、一応確認できたこと何点かと検討・調査が必要だと考えたことなどを、今後のために記しておく。

一 古辞書五種から、「かす」「かる」両語の、あるいは一方の語の表記に用いられる可能性のある単漢字として抽出できたのは一八種である。「かす」「かる」両語の表記に用いられる可能性のある単漢字のうちには、近世以降もっぱら「かす」の漢字表記に用いられることとなった「貸」も含まれている。

一 しかし、中世後半期の古記録(公家日記)三種において貸借表現に使用されていたのは、一八種うちの「借」のみである。

一 動詞「借」を視点による区別なく用いているのか、「かる」「かす」のどちらの語として用いているのか、語順などの手がかりからは把握しきれず、判断が困難な場合がある。

一 そのため、当該行動の実態や社会的慣習などの確認作業が必要になる。

一 また、調査資料の構文が、どこまで、どのように和化しているのかを踏まえておく必要があるだろう。

一 送り仮名を付したり仮名書きしたりした言継の例からは、「借」字のみを用いながらも、日本語的に「かる」「かす」の二語を意識していたと推測できる。

一 「借」を熟語化することが、意味を限定する一助となっているようだ。

中世和化漢文における貸借表現

- 一 「借」は、「かる」という意(視座)で用いられる場合が多い。
 - 一 実隆・言繼において、「かる」の意(視座)を持つ用例の半数前後は、「借候間遣了」系の定型的表現を貸借表現に続けることにより、対象物の移動方向を明確化している。「寫之」・「返候了」のように、対象物に加えた行為の表現を続けていることもある。
 - 一 三種の調査資料間に見られる違いが、時代差なのか個人差なのかを見極める必要がある。
 - 一 動詞「借」の対象となるものは、生物か無生物か、見えるか見えないかといった制限を受けることなく、人・動物・物・金・場所などと多岐にわたる。
 - 一 実態としては貸借でありながら、「借」以外の動詞、例えば「申」・「申出」・「取寄」等を用いる場合がある。
 - 一 言繼においては、「借」にかかわる助詞として「へ」・「より」・「にて」等が用いられていることがある。これらの用法の検討が必要だろう。
 - 一 視点を判断するために前提となる調査や基準の再検討が必要だろう。
- 例えば、動作主体が明示されていなくても、日記であるから原則的には記録者自身と考えてよからうが、他者のことばを引用しているを読むことができる場合もあるからである。

以上

〈注〉

峰岸明

今昔物語集における漢字の用法に関する一試論(一)――副詞の漢語表記を中心に――『国語学』八十四輯 一

九七一年三月

峰岸明

字類抄の系譜(上)――人事・辞字両部所収語の検討を通して――『国語国文』第五十三巻第九号―六〇―号―

一九八四年九月

プロフィール

主な編著書(共著を含む)に、『仮名文字遣』駒沢大学国語研究資料第二(一九八〇年 汲古書院)、『天理大学附属天理図書館蔵 二巻本『世俗字類抄』の影印並びに研究・索引』(一九九七年 翰林書房)などがある。